

2023年度 法科大学院

第3期入学試験問題

1 時限

憲法

(論文式)

試験時間 50 分

注意事項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. この問題冊子の1ページから問題が掲載されています。
3. 試験時間中に問題冊子の印刷不鮮明、ページの落丁・乱丁及び解答用紙の汚れ等に気付いた場合は手を挙げて監督に知らせてください。
4. 解答用紙には解答欄以外に記入欄がありますので、監督の指示に従ってそれぞれ正しく記入してください。
5. 解答は、必ず解答用紙の解答欄に記入してください。解答用紙の解答欄以外に記入された解答はすべて無効とします。解答用紙の裏面を使用する場合は「裏面に続く」と記載してください。
6. 解答用紙は各1枚しか配布しません。複数枚請求されてもお渡ししません。
7. 貸与した六法以外の参照は一切できません。
8. 試験問題の内容等について質問することはできません。
9. 問題冊子の余白等は適宜使用してかまいませんが、解答用紙の解答欄以外に記入された解答は無効とします。
10. 試験終了後、問題冊子は持ち帰ってください。

[憲法]

つぎの文章を読んで、その後に掲げる〈資料〉も参照して、設問に答えなさい。

Yら数名は、20××年12月20日18時から、A県所在の私鉄B電鉄C線D駅の駅構内の1階改札前ロビーにおいて、当時問題となっていた自衛隊の海外派遣につき、「自衛隊の海外派遣は憲法違反である！」との見だしのあるビラを、多数の乗降客や通行人に対して配布していた。同D駅は、A県の県庁所在地への多くの通勤客が利用する駅で、同日のその時刻にも、1階ロビーでは、多くの乗降客や通行人の往来があり、Yらは、拡声器を使用することはせず、乗降客や通行人の行く手を遮らないように、控えめに当該ビラを差し出すという形でビラ配布行為を行っていた。

同D駅の管理者は、かかる行為が鉄道利用客の通行の妨げになっているとして、同日20時ころ、警察官にも依頼して、Yらに対して同D駅構内からの退去要求を行った。しかし、Yらはこれを無視して30分にわたり同D駅構内に滞留した。かかるYらの行為が、鉄道営業法第35条違反の罪及び刑法第130条後段の定める不退去罪に該当するとして、Yらは起訴されることとなった。

〈資料〉鉄道営業法（明治33年法律第65号）より

第35条 鉄道係員ノ許諾ヲ受ケスシテ車内、停車場其ノ他鉄道地内ニ於テ旅客又ハ公衆ニ対シ寄附ヲ請ヒ、物品ノ購買ヲ求メ、物品ヲ配付シ其ノ他演説勧誘等ノ所為ヲ為シタル者ハ科料ニ処ス

設問

本件Yらの行為につき、鉄道営業法第35条及び刑法第130条後段を適用することが、憲法の観点からどのように評価されるか。判例を踏まえながら、あなた自身の見解を述べなさい。